



厚生労働省福島労働局発表
平成25年7月1日

担
当

福島労働局労働基準部賃金室
賃金室長 近藤正道
賃金指導官 木戸孝良
電話 024-536-4604

福島労働局長が県最低賃金の改正を諮問

－現行の時間額664円の改正を調査・審議－

- 1 福島労働局長（河合智則）は、福島地方最低賃金審議会に、福島県最低賃金の改正を諮問します。（同審議会の開催日時は下記参照）

福島地方最低賃金審議会

日時 平成25年7月2日（火）16:00～

場所 福島合同庁舎3階共用会議室（福島市霞町1-46）

※ 会議は公開。諮問の際の写真撮影可

- 2 福島地方最低賃金審議会は、公益代表する委員5名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員5名で構成されています。労働局長の諮問を受けて、審議会に専門部会を設置し、最低賃金改正の調査・審議を行った後、労働局長に答申します。
- 3 福島地方最低賃金審議会の答申を受けて、福島県最低賃金の改正が決定されます。

参 考

福島県最低賃金について

- 1 福島県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用される最低賃金です。
- 2 現行は時間額664円（効力発生日平成24年10月1日）です。
- 3 厚生労働省の中央最低賃金審議会は、各都道府県を①所得・消費②給与③企業経営に関する指標により、AからDの4ランクに区分けし、このランクごとに地方の最低賃金の改正額の目安となる引上げ額を示しています。福島県はDランクであり現行の時間額664円は全国31位となっています。（別表2）

表1 福島県最低賃金の金額の推移

年度	時間額（円）	引上げ率（%）	発効日
平成 20	641	1.9	平成 20. 10. 22
21	644	0.5	21. 10. 18
22	657	2.0	22. 10. 24
23	658	0.2	23. 11. 2
24	664	0.9	24. 10. 1

表3 福島県最低賃金審議会委員

(会長 箱木 禮子) (五十音順)

	氏 名	現 職
公益を代表する委員	貴田岡 信 鈴木 和郎 箱木 禮子 藤野 美都子 楨 裕康	福島大学経済経営学類准教授 公認会計士 福島大学名誉教授 福島県立医科大学医学部教授 弁護士
労働者を代表する委員	稲月 美弥子 大竹 初夫 加藤 光一 萩原 善徳 渡辺 勝男	ライフフーズ労働組合副書記長 JAM南東北書記長 東北電力労働組合本部特別執行委員 自動車総連福島地方協議会副議長 電機連合福島地方協議会事務局長
使用者を代表する委員	阿久 津文作 佐藤 卓也 渋谷 順子 鈴木 義仁 山田 義夫	福島県商工会連合会専務理事 福島県経営者協会連合会理事 渋谷レックス株式会社 代表取締役 福島県中小企業団体中央会副会長兼専務理事 福島県商工会議所連合会常任幹事

表2 全国の最低賃金（現行）

目安ランク	都道府県名	最低賃金額
A	東京	850
A	神奈川	849
A	大阪	800
A	愛知	758
A	千葉	756
B	埼玉	771
B	京都	759
B	兵庫	749
B	静岡	735
B	三重	724
B	広島	719
B	滋賀	716
B	栃木	705
B	富山	700
B	長野	700
B	茨城	699
C	北海道	719
C	岐阜	713
C	福岡	701
C	奈良	699
C	群馬	696
C	山梨	695
C	石川	693
C	岡山	691
C	福井	690
C	和歌山	690
C	山口	690
C	新潟	689
C	宮城	685
C	香川	674
D	福島	664
D	青森	654
D	秋田	654
D	山形	654
D	徳島	654
D	愛媛	654
D	鹿児島	654
D	岩手	653
D	鳥取	653
D	佐賀	653
D	長崎	653
D	熊本	653
D	大分	653
D	宮崎	653
D	沖縄	653
D	島根	652
D	高知	652